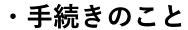
世界一わかりやすい

お墓じまいの手引書

2024年版

お墓じまいのことが よくわかる!



- ・お金のこと
- ・石材店のこと
- ・仏事のこと
- ・供養のこと

\すぐに使える/

- ・目的別インデックス
- ・フローチャート 付





10年以上お墓じまい してきた実績のある 石材店監修

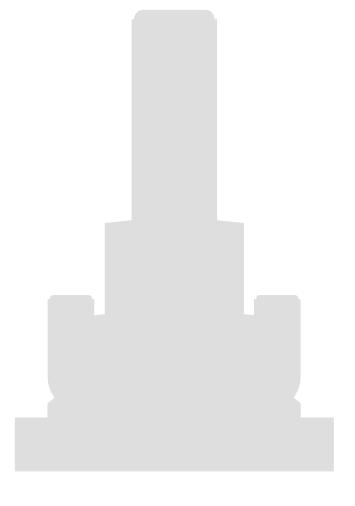




世界一わかりやすい

お墓じまいの手引書

2024年版



自宅墓・卓上墓・お墓じまいのご相談、 供養に関することなら

木林堂

木林堂【株式会社 EL】

〒730-0043

広島県広島市中区富士見町 16-39 ヤマオカビル 1F

TEL: 082-909-2491

mail: info@takujyoubo.com

web サイト: https://takujyoubo.com/

instagram: https://www.instagram.com/takujyoubo.kirindou/

LINE: https://lin.ee/a23dvn7

© 木林堂

はじめに

はじめまして、私たちは木林堂と申します。

この度は、『お墓じまいの手引書』を手にとってくださり、本当にありがとございました。

私たちは日頃はお墓に関する仕事をしています。

お墓じまいは 10 年以上 携わらせていただいています。お墓じまいの相談が今ほど多くなかった頃はお客様に依頼され墓石を撤去して更地にする施工のことだけを行なっていました。お墓じまいのご相談を多く受ける中で工事のことだけでなく行政との手続きや、お寺や墓地の管理者との折衝なども行うようになりました。お墓・墓地の大きさや施工環境など工事に関係するところだけでなく、人間関係や宗教、置かれた状況など、お墓をめぐる背景は家々で大きく異なります。

お寺と施主様の間に入って話を進めたり、考えの異なる兄弟間での争いに巻き込まれて途方にくれたり、必要な手続きについて役所に問い合わせするなど家々で 異なる様々な課題を乗り越えていくうちにお墓じまいに関する知見も少しづつで すが蓄えられてきたと思います。

この度は10年以上お墓じまいに携わってきた経験を踏まえ『お墓じまいの手引書』をまとめさせたいただきました。工事だけでなく手続きなどお墓じまいを総合的に網羅した内容となっています。お墓のことでお悩みの方、またはお墓じまいについて何から始めたら良いのか分からない方にこの手引書を手に取ってもらいご自身のお墓をしまう時に、少しでもお役に立てていただけたら幸いです。

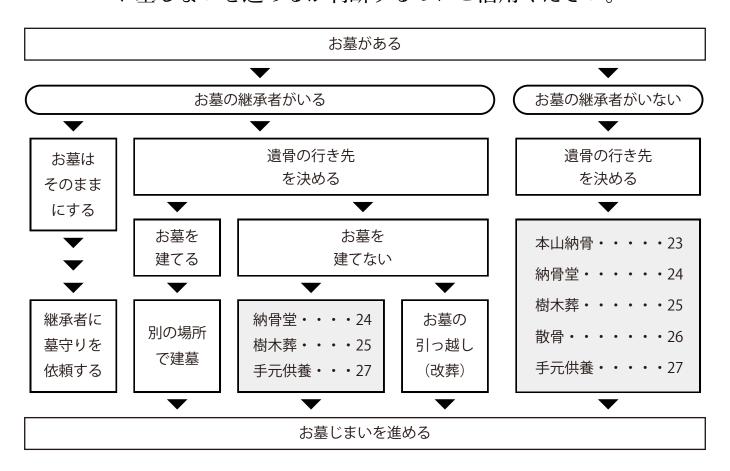
目的別インデックス

目的やご自身の状況に応じてご活用ください。



お墓じまいのフローチャート

お墓じまいを進めるか判断するのにご活用ください。



目次

お墓じまいとは	7
お墓じまいが増えてきた背景	7
お墓じまい全体的な流れ	9
① 家族・親族の同意を得る	9
② 遺骨の行き先を決める	10
③ 墓地管理者へ相談する	10
④ 施工業者を決める	11
⑤ 改葬の手続きを行う	11
⑥ 宗教的儀式を行う	11
⑦ 遺骨を取り出す	12
⑧ 工事を行う	12
⑨ 墓地の返還手続きを行う	12
お墓じまい 費用の平均と目安	13
お墓じまい費用の平均や相場はいくら?	13
お墓じまいの費用の内訳	13
お墓じまい工事費用の目安について	15

撤去したお墓の処分方法について	18
仏石の処分方法	18
その他石材の処分方法	18
撤去した石材の処分方法のまとめ	18
必要な行政手続きについて	19
改葬許可の手続きの流れ	19
宗教的儀式について	21
閉眼供養(遷仏法要)とは	21
お墓じまい後、遺骨はどこへ?	22
本山納骨	23
納骨堂	24
樹木葬	25
散骨	26
手元供養	27
用語解説	28
石材店選びのポイント	32

お墓じまいとは

お墓じまいとは今あるお墓を片付けることで

- ・墓石を撤去し、中の遺骨を取り出す
- ・墓地を更地にする
- ・墓地の管理者に墓地使用権を返還する

これら一連の流れのことを指します。



お墓じまいした後の遺骨は別の方法で供養する必要があります。

お墓じまいが増えてきた背景

終活という言葉が生まれたのは 2008 年頃だと言われています。そこから少したった 2010 年頃からお墓じまいの相談を承るようになり、少しづつ相談件数が増えてきました。私が所属していた石材店では 2017 年以降、新しくお墓を建てるよりお墓をしまう相談の件数が多い状況が続いています。

お墓じまいの相談が増えてきた背景として「価値観」「社会状況」の変化があげられます。

終活

「終活」することが当たり前になって子供や孫に迷惑をかけたくないといった価値観が広がり、自分達の代でお墓じまいを済ませてしまうという人が増えた。

地緣、血緣

- ・若い人は地元から都市部へ進出し地元に帰ってこない。
- ・核家族化で親族間の交流が減った。
- ・地域の過疎化。

など、地縁や血縁の繋がりが薄くなった。

お寺

- ・宗教離れなどでお寺と疎遠になった。
- ・自分の家の菩提寺がどこなのか、何宗なのか知らない。
- ・お布施は何のお金か分からないのに高額なお金は支払いたくない。

など、お寺と縁遠くなった。

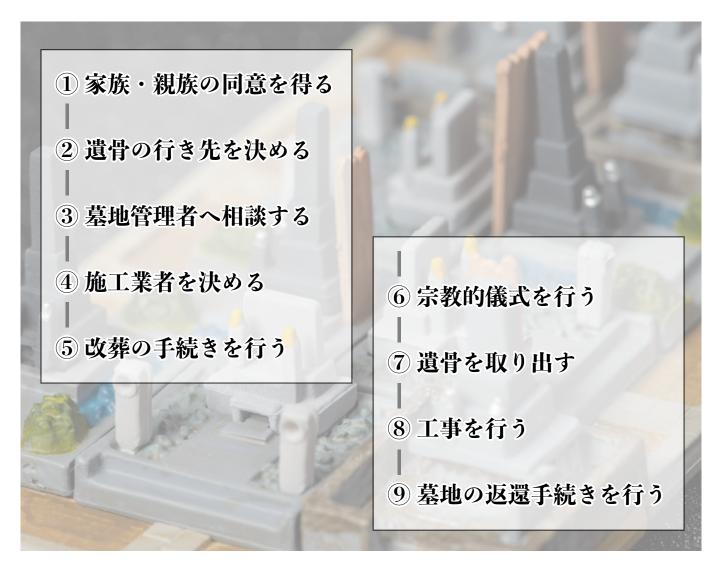
生活スタイル

- ・少子高齢化や晩婚化で将来の墓守りとなる子供の数の減少。
- ・結婚しない、子供を持たない選択する人が増えた。
- ・葬式や埋葬・供養より、今の自分達の生活にお金をかけたい。
- ・都市部の墓地不足など限られたスペースに墓地を確保することが難しくなった。 など、生活スタイルが変化した。

……これから益々お墓じまいの件数が増えていくことが予想されています。

お墓じまい全体的な流れ

この章ではお墓じまいの全体的な流れを説明しています。事前に知っておくと防 げるトラブルもありますので、お墓じまいの話しを進める前にご確認ください。



① 家族・親族の同意を得る

お墓じまいする前には家族・親族の同意を得るようにしましょう。

「父のお墓を処分した後、叔父さんに怒られた。」などお墓じまいが終わった後の 親族間のトラブルはよくあります。

たとえ自分の家のお墓でも、お墓参りに来る人がいる場合は事前に話をしておい た方が良いでしょう。

② 遺骨の行き先を決める

工事の前に、お墓の中に納められている遺骨の行き先を考えましょう。行き先の候補として「合祀墓」「納骨堂」「樹木葬」「散骨」「手元供養」などがあります。遺骨の行き先について詳しくは P22~「お墓じまい後、遺骨はどこへ?」の章でまとめています。



③ 墓地管理者へ相談する

遺骨の行き先が決まったら現在お墓が建っている墓地の管理者にお墓じまいする 旨を伝えます。墓地は基本、公営墓地、民営墓地、寺院墓地の3種類と個人墓地・ 共同墓地に分類されます。

公営墓地:公営墓地は自治体が運営する墓園です。

相談窓口は役場になります。

民営墓地:民営の墓地は宗教法人が運営主体となって管理などを行います。

窓口は墓園の管理棟、もしくは墓園ホームページから直接問い合わせるところもあります。

寺院墓地:寺院墓地は寺院が運営する墓園です。お寺の境内や敷地内にありま す。窓口は運営する寺院になります。

個人墓地・共同墓地:

個人墓地はその土地の所有者=墓地管理者である場合が多いです。 地域で管理する共同墓地は墓地組合があったり墓地管理人が窓口に なる場合が多いと思います。

④ 施工業者を決める

お墓じまいは石材店が行います。優良な業者を見分けるコツは P.32~「石材店選びのポイント」の章でまとめていますのでそちらでご確認ください。



⑤ 改葬の手続きを行う

お墓じまいやお墓の引っ越しを改葬と言います。改葬を行うには改葬許可などの手続きが必要です。お墓じまいの手続きについてはP19~「必要な行政手続きについて」の章でまとめています。

			改	葬	許	FF AE			
								20021	
死亡者の本権	死亡者の在所	死亡者の氏名	1991	死亡年月日	理算(又は火葬) 年 月 日	相算又は大算 の福所	改事の現由	改奏の様所	死亡者 との統括
049898	0.09套枪	100.00	55	学成	不明	不明	高地移転のため		長男
049 6 18	10日 新州 0日 新州		水	平成 日	不明	不明	高地移転のため	114	8.99
APRIL PRO	(A)	200	35	\$5 (s = 11 = 11	不明	不明	高地移転のため		交
				(EL	下:魚	白)			
	-								
					- 100				
	1 - 1 - 1								
中請者	住所	DESCRIPTION	-	STREET.					
	氏名	28 RK							
	(墓地使用者等	との関係 本人	()			Length	and the street		
					上記のとおり改奪を許可する。 令和 == 日				
						6,839	前市長 市	N	

⑥ 宗教的儀式を行う

お墓の改葬(お墓じまいや移設)を 行う前には墓地にお坊さんをお呼び して宗教的儀式を行う風習がありま す。宗教的儀式で墓石に宿っている 仏様の魂を抜き、墓石をただの石に 変えるという謂れがあります。閉眼 供養、魂抜きなどと呼ばれます。



⑦ 遺骨を取り出す

宗教的儀式が終わってから工事に入る 前にお墓の中の遺骨を取り出します。 自分で取り出すのが難しい場合は施工 業者に依頼しましょう。取り出した遺 骨は新しい行き先に納めるか、自宅で 仮安置します。



⑧ 工事を行う

お墓を解体・撤去します。特別な理由がない限り、墓石だけでなく境界石(巻石)や残土も撤去し墓地を更地に戻します。 墓石の処分方法については P.13~「お墓じまい 費用の平均と目安」をご覧ください。



⑨ 墓地の返還手続きを行う

お墓として使用するために**借りていた土 地**ということになるので墓地の所有権は 墓園にあります。お墓じまいをした場合 には、使用権を墓地の管理者に返還しま す。墓園から発行された墓地使用許可証 を持参して手続きを行いましょう。



お墓じまい 費用の平均と目安

「うちの墓、処分したらいくら?」というようにお墓じまいの費用について質問されることはとても多いです。やはりお墓をしまう時の金額がどのくらい必要か気になりますよね。この章ではお墓じまいの費用の平均と目安について解説していきます。

お墓じまい費用の平均や相場はいくら?

お墓一基をお墓じまいする時の費用の平均や相場は、

30万円~100万円程度となります。

お墓じまいの費用の内訳

費用の幅がとても広いですね。内訳について解説してきます。

工事費 15万円~数十万円

お墓じまいの工事は墓石を撤去して墓地を更地 に戻すところまでを指します。

墓石撤去の工事費は大体 1 ㎡あたり

10~15万円程度とされています。



これはお墓本体の撤去費の他、巻石と呼ばれる境界石や墓碑、墓前灯籠といった 付属品の有無、墓地の施工環境で大きく変動します。

仏教的儀式に関わる費用 3~数十万円

閉眼供養

お墓じまいする前には、僧侶による宗教的儀式 (閉眼供養やお性根抜き、遷仏法要などと呼ば れます。)を行うのが一般的です。



お布施として2~5万円程度お渡しします。

その他にお墓まで出向いてもらうのに**御車代として5千~1万円程度**(遠方の場合はもっと必要な場合もあります。) お渡しします。

閉眼供養後に親族で**お食事の席を設ける場合**は**御膳料として数千~1万円程度** お渡しします。

離壇料

お墓が菩提寺の境内にある場合、更地にして墓地を返還することは檀家を辞める ことを意味します。

これまでお世話になった**お礼として数万〜数十万円程度**、離壇料をお渡しします。

※寺院にお渡しする金額は宗派や地域の他、寺院との関係性によって大きく異なります。

寺院に直接確認することが難しい場合は、お墓じまいを依頼した石材店に相談してみてください。石材店は寺院や地域の風習に精通しているので的確なアドバイスをもらえると思います。

行政手続き 無料~数万円

お墓じまいして、お墓の中の遺骨を他へ移動させる場合、自治体に必要書類を発行してもらいます。



その時の発行手数料は遺骨一基につき、無料~ 数百円と自治体によりばらつきがあります。

自分で手続きが難しい場合は行政書士に依頼するという方法があります。その場合は報酬が必要です。

行政手続きについてもお墓じまいを依頼する石材店に相談してみてください。的 確なアドバイスをもらえますし、手続きを代行してくれる場合もあると思います。

お墓じまい工事費用の目安について

お墓じまいする時に必要な費用は家々でばらつきがあります。工事費用の目安と なる考え方をご紹介します。

お墓の大きさや数、施工環境

工事費用の目安となるポイントは

【石材の量】と【施工環境】です。

処分する石材の量が多い場合と少ない場合、困難な場所にある墓地と整備された墓園とでは工事費用は大きく異なります。

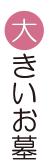


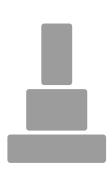
石材の量

石材の量によって処分費用が変わってきます。

石材の量が多ければ費用は高くなり、石材の量が少なければ安くなります。

お墓の大きさ



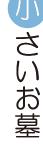






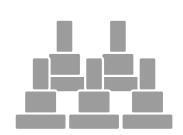






お墓の数









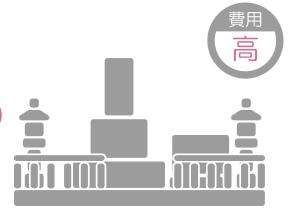






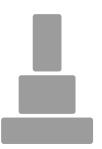
付属品の有無











何属品 ----

施工環境

施工環境によっても必要な労力(人員・機械・道具・工法)が変わってきます。 墓地にトラック(クレーン車)が横付けできるとそのまま石材を吊り上げること ができ労力は少なくて済みます。墓地からトラック(クレーン車)まで石材を運 び出す場合は小運搬費が必要になる場合があります。

トラックからの距離

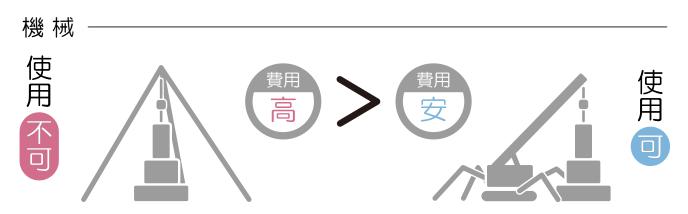


トラックを墓地に横付けして直接クレーンで吊れる場合と、墓地から運びだす場合では労力に大きな差が出ます。

石材運搬の道のり



山の上にある墓石を下ろす場合などは多くの人員が必要だったり、 石材を小分けにしないと運び出せない場合があります。



墓地に機械が入らない場合、人力で墓石を解体・撤去する必要があり多くの労力を必要とします。

撤去したお墓の処分方法について

撤去した石材は「仏石」と「その他の部材」での処分方法が変わってきます。

仏石の処分方法

お墓で一番大切な部材である仏石(お墓の一番上の部材)は供養塚で永代供養します。



供養塚 お寺や墓園の一角 とは に仏石を集積して 祀ってある場所。定期的 に供養祭が行われる。

その他石材の処分方法



仏石以外は部材は産業廃棄物処理 場へ持ち運ばれます。産業廃棄物 処理場で粉砕処分され、道路の骨 材などに再利用されます。

撤去した石材の処分方法のまとめ

- 仏 石・・・供養塚で永代供養
- その他 ・・産業廃棄物処理場で粉砕処分

必要な行政手続きについて

お墓じまいするためには「改葬許可」の手続きが必要です。お墓の中にある遺骨 を別の場所に移動する時に必要な手続です。墓地を管轄する自治体に「改葬許可 申請書」を提出して「改葬許可証」を発行してもらいます。

改葬許可の手続きの流れ

実際の改葬許可の手続きの流れを見ていきましょう。

① 改葬許可申請書を入手する

お墓じまいする墓地がある自治体の 「改葬許可申請書」を入手します。

窓口でも可能ですが、今ではホームページから直接申請書をダウンロードできる自治体も多いです。

② 埋葬の事実を証明してもらう

埋葬の事実を証明するためにお墓じまいする墓地管理者に「改葬許可申請書」 への捺印をお願いします。

遠方の場合は郵送で受け付けてもらえ

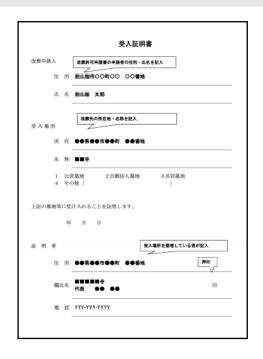
ることもあるので墓地の管理者に確認してください。



③ 新しい遺骨の受け入れを証明してもらう

新しい遺骨の行き先の管理者には「受入 証明書」への捺印をお願いします。

自治体によっては墓地の使用許可証でも 申請可能な場合がありますので窓口で確 認してみましょう。



④ 必要な書類を提出する

お墓じまいする墓地がある自治体に「改葬許可申請書」「受入証明書」を提出します。本人確認書類や認印が必要だったり、墓地の使用者と改葬許可申請者が異なる場合は「承諾書」などの他の書類が必要な場合があるので自治体のホームページや窓口で事前の確認をすることをおすすめします。

⑤ 改葬許可証が発行される

「改葬許可証」が発行されるまで 工事は行うことはできません。 発行まで数日から1~2週間程度 かかる場合もありますので早めに 申請するようにしましょう。



宗教的儀式について

お墓じまいをする前に宗教的儀式が必要なの知っていますか?お坊さんをお呼び してお墓の前でお勤めしていただきます。この儀式は閉眼供養やお性根抜き、浄 土真宗では遷仏法要と呼ばれます。

閉眼供養(遷仏法要)とは

お墓の改葬(お墓じまいや移設) を行う前にお坊さんを呼んで行 う儀式です。

墓石に宿っている仏様の魂を抜 くことで、墓石をただの石に変 えると言われています。



閉眼供養を行うタイミングは?

→工事の数日前

閉眼供養は工事の数日前に行うようにしましょう。施主とお寺での調整で日程が 決まったらお墓屋さんや墓園管理者にも伝える事も忘れずにしましょう。

閉眼供養の服装は?

→ 平服で大丈夫

閉眼供養で礼服を着用する必要はありません。

ただ派手でない服装で、ジーパン、Tシャツは避けるようにしましょう。

閉眼供養に必要なものは?

→ 線香、ロウソク、生花

その他にも宗派により必要なものがあ る場合があります。

お供え物や仏具などは事前にお坊さん に確認するようにしましょう。



閉眼供養に必要な金額は?

→お布施と御車料

宗派や地域によって違いますが、

お布施は2~5万円、

御車代として5千~1万円

(遠方の場合は実際の交通費を参考に) を感謝の気持ちとしてお渡しします。



お墓じまい後、遺骨はどこへ?

墓じまいを検討するときは、お墓の中にある遺骨の行き先や供養方法は一番最初に考えておくべきでしょう。墓じまいする時に必要な、遺骨の行き先・供養方法についてまとめてみました。

本山納骨

本山納骨とは仏教各宗派の本山へ遺骨の一部または全量を納骨することを指します。古くは信徒やお墓を建てられない方の遺骨を受け入れてきた背景があります。 特に西日本では一般的な風習です。特に浄土真宗では喉仏を分骨して収めることがよく知られています。



A 山 納 骨

本山納骨の値段平均は?手元供養

分骨

2万~10万円程度

全量

数十万円程度

本山納骨は宗派、分骨か全量納骨で金額 が異なります。

本山納骨のメリットと注意点

本山納骨のメリット

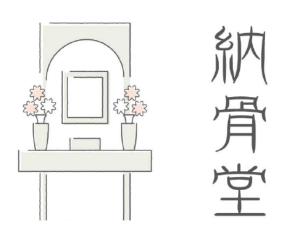
その宗派の開祖が眠っている本山で供養してもらえること、長年運営してきたという安心感があります。基本随時受付しているので時期を選ばない、比較的安価で納骨料がはっきりしているです。

本山納骨の注意点

- ●他の人と合祀されることが多いので後に遺骨が取り出せないと考えた方が良い
- ●墓標がないのでどこに手を合わせれば良いのか分からない などが挙げられます。

納骨堂

納骨堂とは遺骨を収蔵するスペースを設けられた設備のことで、骨壷をそのまま 収蔵します。納骨堂は便利な場所に建てられている場合が多いので、遠方または 不便な場所にあるお墓を墓じまいをして遺骨を納骨堂に納めようと検討される方 も多くいらっしゃいます。永代供養、合祀専用プランを設けているところが多く、 先々のことまで安心できる供養方法です。



納骨堂の値段平均は?

30 万~100 万円程度

納骨堂の値段はタイプにもよりますが 大体 30~100 万円程度です。

納骨堂のメリットと注意点

納骨堂のメリット

屋内にある納骨堂は天気や気候に左右されず快適にお参りすることができます。 また草抜きや墓石の掃除など維持管理する労力も必要ありません。好立地に建て られて交通アクセスの良い納骨堂も多いでしょう。

納骨堂の注意点

- ●線香やロウソクなど火の扱いに制限がある場合がある
- ●建物の修繕費用の負担を誰が行うのかあやふやになっている場合がある などが挙げれられます。

特に数十年後には建物の建て替えが必ず必要になってくるので、その辺りの計画 や費用負担がどうなっているのか確認しておくと安心です。

樹木葬

樹木葬はシンボルツリーや里山を墓標に見立ててその周りに遺骨を埋葬します。 遺骨を土に還す埋葬方法のため遺骨が残らないのが特徴で、お墓の継承を目的と していません。遺骨やお墓を後に残さないことに魅力を感じる方が検討すること が多いようです。ただ埋葬する遺骨の数が多い場合は割高になることがあるので 注意が必要です。永代供養をしてくれる樹木葬墓園もあります。個別(または夫婦) で埋葬されるので合祀という考え方はありません。



樹木葬の値段平均は?

5万~60万円程度

樹木葬の値段は

合祀型だと大体5~10万円程度、

個別型は20~60万円程度です。

樹木葬のメリットと注意点

樹木葬のメリット

樹木葬は個人や夫婦で契約する場合が多く、継承を目的としていないので核家族 が進んだ現在とても人気が高まっています。

樹木葬の注意点

- ●遺骨を土に還すので一度埋葬したお骨は元に戻せない
- ●複数人埋葬する場合、費用が割高になってしまう可能性がある などが挙げられます。

散骨

散骨は粉状にした遺骨の一部や全てを海や山、または宇宙空間などに撒く葬送方法です。散骨は遺骨が後に残らないので、墓じまいした後の遺骨供養として選択される方も多くいらっしゃいます。遺骨を撒く供養方法のため、永代供養・合祀の考え方はありません。



散骨の値段平均は?

5万~30万円程度

散骨の平均の値段は業者に全て委託する 場合は5万円程度、

船をチャーターしてご遺族が散骨する場合が 20~30 万円程度です。

散骨のメリットと注意点

散骨のメリット

散骨は特定の区画や供養塔を必要としないので、費用が抑えられるのが最大の特徴です。また遺骨を海や山に還すので次の世代の負担がなくなります。

散骨の注意点

- ●全量散骨するとお骨が手元に残らない
- ●墓標がないのでどこに手を合わせれば良いのか分からない などが挙げられます。

手元供養

手元供養は遺骨の一部や全てを自宅で保管する供養方法です。

遺骨をペンダントなどのアクセサリーに入れて持ち歩いたり、小さな骨壷に入れて保管する他、仏壇タイプ、自宅墓タイプなど様々な方法があります。自宅で遺骨を保管するため、永代供養・合祀する場合は他の供養方法を検討する必要があります。



手元供養の値段平均は?

数万~数十万円程度

手元供養は、

お墓・仏壇タイプのもので数万程度 アクセサリータイプのもので 数十万円ととても幅広いです。

手元供養のメリットと注意点

手元供養のメリット

様々なタイプがあり選択肢が幅広いので施主の思いや好みを反映させやすいこと、また自宅で遺骨を安置するので外へ出向かずお参りができ、故人を身近に感じることができます。

手元供養の注意点

- ●遺骨にカビが発生しないよう湿気の少ない場所に保管する
- ●アクセサリータイプは紛失に気をつけるなどが挙げられます。

手元供養について詳しくはコチラから



用語解説

お墓じまいをする時によく出てくる用語をまとめてみました。

永代供養 (えいたいくよう)

永代供養とはご家族の代わりに寺院や墓園が永代にわたって供養していくことです。一定期間は個別の骨壷で安置し、その後合祀という形で他の遺骨と一緒にまとめて供養する流れが一般的です。

永代使用権 (えいたいしようけん)

墓地を使用する権利のことです。墓地は不動産として土地を購入するのではなく、 永代に渡り墓地を使用する権利を購入することからこの名称になりました。お墓 じまいする際には永代使用権は墓地管理者に返還します。(基本的に第三者に譲 渡や売買できません。)

お焚き上げ(おたきあげ)

お焚き上げは、粗末にできない神仏にかかわるものを神社やお寺で焚き上げて供養する行事・法要のことを指します。お札やお守り、神棚などの他、位牌や遺影などもお焚き上げしてもらうことがあります。

お布施(おふせ)

葬儀や法要の際などにお坊さんにお渡しする謝礼のことです。お坊さん本人というよりも仏さまに捧げ、寺の維持や活動費としてお使いいただくものです。 お布施を入れる袋は不祝儀袋や無地の袋、水引がついた袋など地域によって異なります。

改葬(かいそう)

改葬とは埋葬されている遺骨を別のお墓に移動させたり、別形態の埋葬方法で供養しなおすことです。お墓じまいも墓石を撤去して中の遺骨を別の方法で埋葬し直すことになるので広い意味では改葬の一種となります。しかし、お墓じまいは墓石撤去そのものをさす言葉として使われることも多いです。

合祀 (ごうし)

合祀とは骨壷を個別で安置するのではなく、骨壷から遺骨を取り出して他の遺骨と一緒にする供養方法です。合祀墓と言われる共同のお墓に埋葬したり、納骨堂の一画に設けられた共同の収蔵スペースに納められます。費用は比較的安価な場合が多いのですが、他の遺骨と一緒になります。一度合祀した遺骨は取り出せないことがほとんどなのでご注意ください。

祭祀財産(さいしざいさん)祭祀継承者(さいしけいしょうしゃ)

祭祀財産とはお墓、仏壇など祖先をおまつりする祭祀に関する財産のことです。 祭祀財産は一部例外を除いて相続税の対象となりません。

祭祀承継者はお墓や仏壇などを継承して管理したり、年忌法要などを主催する人のことを言います。

自然葬(しぜんそう)

自然葬とは従来のようにお墓や納骨堂に遺骨を納めるのではなく海や山などの自然に還す比較的新しい葬送の形です。具体的な方法としては散骨や樹木葬などがあります。自然派志向の高まりや価値観の変化により注目されていますが、遺骨が後に残らないなど注意が必要な点もあります。

終活(しゅうかつ)

相続・遺言・葬儀・お墓・埋葬・断捨離など、亡くなった後の準備を生前に進めておくことです。

宗教不問(しゅうきょうふもん) 宗旨・宗派不問(しゅうし・しゅうはふもん)

宗教不問は宗旨宗派および、無宗教を問わないとの意味です。公営の墓園や納骨 堂は宗教不問であることが多いです。

宗旨・宗派不問は仏教という一つの宗教の中でその流派は問わないという意味です。寺院運営の墓地・納骨堂で使用されることが多いです。過去の宗派は問わないがこれからは管理寺院の宗派に従うという意味ということもあるので気になる場合は確認するようにしましょう。

分骨 (ぶんこつ)

分骨とは遺骨を分けることです。故人の遺骨を分けて持ち帰り、それぞれで保管・ 供養します。

墓守(はかもり)

お墓のお手入れや清掃など、お墓を維持・管理していく人のことです。お墓の継 承者を示す言葉として使用されることもあります。

墓埋法(ぼまいほう)

「墓地、埋葬等に関する法律」の略称です。墓地や埋葬などの他、納骨堂や火葬場の管理の事など定められています。改葬についても記されているので、お墓じまいするときも関係してきます。

埋葬(まいそう)埋蔵(まいぞう)収蔵(しゅうぞう)

「埋葬」とは死者を土の中にうずめほうむることと定義されています。

「埋蔵」とは火葬されたご遺骨を、お墓などに納骨することを指します。

「収蔵」は焼骨を納骨堂という施設に安置することです。

埋葬は遺骨を土の中に埋めること、

埋蔵は土に関係なく遺骨をお墓の内部に納めること、

収蔵は納骨堂などの施設に安置すると言い換えたら分かりやすいですね。

無縁墓(むえんばか)

継承者や縁故者がいなくなり管理できなくなったお墓のことを言います。墓地が 荒れる無縁墓は周囲にとても迷惑がかかります。正式な手続きをふまないと管理 者側で撤去などの対応もできないので大きな問題となっています。

離檀料(りだんりょう)

お墓じまいをきっかけに檀家を離れることがあります。離檀料は檀家をやめる際に菩提寺にお渡しするものです。これまでお世話になった感謝の気持ちとしてお 包みします。離檀料の相場は幅広くお寺によっても金額は異なります。金銭的に 分かりにくい部分がありトラブルも起こりやすいので、お寺や地域の風習に精通 している地元の石材店に相談した方が良いでしょう。

石材店選びのポイント

お墓じまいは何もわからない状態でお願いすることが多いので信頼できる石材店 で安心して進めていきたいですよね。優良な石材店を見極めるために以下のポイ ントをまとめてみました。石材店選びの参考にしてください。

評判と口コミ

身近にお墓じまいした人がいれば相談してみましょう。また今では google や口コミサイトで石材店の評判や口コミも確認できます。実際にお墓じまいを依頼した方の生の声はとても参考になります。

経験と専門知識

石材店の経験や専門知識は重要です。長い実績を持つ店舗や熟練した職人がいる 石材店は安心できます。その上でホームページや SNS で施工実績などの情報発信 している石材店は昔ながらの職人気質で接しにくいということも少ないでしょう。

料金の透明性

料金に関して透明性があるかどうか確認しましょう。現地視察から見積もりの提示まで無料であることは当たり前です。見積もり内容も「一式」でまとめられているのではなく詳細に記述されている方が親切です。また内容について十分な説明があるかどうか、理解できない箇所の質問にちゃんと答えてもらえるかも大きなポイントですね。

契約条件

契約条件、特に納期、支払い条件、変更要求に関するルールが明確であれば安心 できます。契約書はトラブルを未然に防ぐために大きな役割を果たします。契約 書が発行されるかどうかも確認しましょう。

保証とアフターサービス

石材店が提供する保証やアフターサービスについて確認してみてください。 問題が発生した場合の保証がどこまで提供されるかどうか契約書などの書類で提 示されればとても信頼できます。

業界団体加入と資格

石材業界の団体へ加盟しているか、担当者が墓石に関する資格を取得しているか どうかで全てを判断できるわけではありませんが一定以上の基準にはなると思い ます。

石材店が加盟する業界団体:

お墓関連の資格:

・一般社団法人全国優良石材店の会 ・石材施工技能十1級、2級

• 一般社団法人日本石材産業協会

・お墓ディレクター1級、2級

・各地域の石材組合 など など

現地訪問

可能なら実際に石材店を訪れて店内や作業環境を確認してみてください。

気持ちの良い挨拶があり、整理整頓と掃除が行き届いている石材店は間違いなく 信頼できると思います。

自宅墓・卓上墓・お墓じまいのご相談、 供養に関することなら

木林堂

木林堂【株式会社 EL】

〒730-0043

広島県広島市中区富士見町 16-39 ヤマオカビル 1F

TEL: 082-909-2491

mail: info@takujyoubo.com

web サイト: https://takujyoubo.com/

instagram: https://www.instagram.com/takujyoubo.kirindou/

LINE: https://lin.ee/a23dvn7

© 木林堂